



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1-1 外239名

被告 国 外1名

2023〔令和5〕年2月28日

準備書面 91

—被告東京電力共通準備書面(36)弁済の抗弁に対する反論—

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



目次

第1	はじめに	4
第2	同種事件の裁判例について	5
1	被告東京電力は極めて恣意的に引用をしていること	5
2	前橋地裁事件東京高裁判決について	5
(1)	判決の内容	5
(2)	判決の意味	7
3	千葉地裁事件東京高裁判決について	9
(1)	審理の経過と原告の主張	9
(2)	判決の内容	9
(3)	判決の意味	10
4	高松高裁判決について	11
5	さいたま地裁判決令和4年4月20日判決	12
6	新潟地裁令和3年6月20日判決	12
7	福島地裁郡山支部令和3年7月30日判決（津島事件）	12
8	福島地方裁判所郡山支部令和4年6月2日判決（都路事件判決）	14
9	仙台高裁令和4年11月25日判決（南相馬事件）	15
10	裁判例についてのまとめ	16
第3	和解が成立していることについて	16
第4	訴訟物の個数や外側説に関する議論について	17
1	はじめに	17
2	物損と人損の請求権が異なることについて	17
3	同一不法行為であっても被侵害利益が異なれば請求権が異なること（被告東京電力は原告の主張を誤導するものであること）	18
(1)	はじめに	18
(2)	被告東京電力による原告主張の要約は誤導であること	18
4	一部請求の訴訟物と審理の対象について	19
(1)	はじめに	19

(2) 原告の請求が一部請求であること	20
(3) 最高裁判所平成10年6月12日判決について	21
5 被告東京電力による既払いは和解に基づくものであること	22

第1 はじめに

原告準備書面86において述べたとおり、訴訟物の個数に関する議論は、被告東京電力による「新弁済の抗弁」に関する議論とは関係がない。

「新弁済の抗弁」が認められるのか否かを決するにあたって考えるべきは、まず、過去に行われた被告東京電力による弁済の意味を明らかにすることである。そして、この点については何度も詳述してきたとおりである。被告東京電力と原告は、損害費目と損害発生時期を特定して当該損害の額が少なくとも合意額を下回らないことを確認した上で、当該損害を填補するために賠償金を支払う旨の和解を締結した。そして、被告東京電力は、その和解に基づいて、当該損害の賠償として原告に対して該当する金額を支払った。被告東京電力の弁済の効力はこの和解の趣旨にしたがって決される。すなわち、被告東京電力の弁済は、和解の対象となった損害費目及び損害発生時期を特定した損害の賠償に充てられ、和解の対象となっていない損害に対する支払に充てられることはない。

原告は、本件訴訟において、上記和解の対象となった損害については請求の外側とする一部請求を行っている。そして、本件において原告の請求対象となっている一部請求について判断をするにあたっては、請求の対象として積算された損害についてのみ審理し算定すれば足り、一部請求の外側について審理をする必要はない。また、本件において一部請求の外側について審理することは訴訟において審理対象を特定する権限を有する原告の意思に反する。

さらに、一部請求の外側についてなされた和解に基づく支払が払い過ぎであるとの被告東京電力の主張は和解の効力に反する。

被告東京電力による「新弁済の抗弁」、つまり一部請求の外側についても審理し原告に生じた損害の総額から既払い金を控除して認容額について判断すべきとの主張が失当であることは、原告が繰り返し述べ、同種事件判決で多数の裁判所が繰り返し述べるとおりである。

以下では、まず、同種裁判例について触れて、原告らと被告東京電力との間では和解が成立していると考えべきこと、そして一部請求の外側について審理し判断をする必要がないことについて明らかにする。その上で、被告東京電力が述

べる訴訟物の範囲その他の問題について、本来、反論を要しないのであるが、何点か誤導や誤解があると思われるので念のために触れることとする。

第2 同種事件の裁判例について

1 被告東京電力は極めて恣意的に引用をしていること

被告東京電力は、その共通準備書面（36）の20頁において3つの裁判例を引用している。一つ目は千葉地裁事件に関する東京高裁判決である。二つ目は前橋地裁判決に関する東京高裁判決である。三つ目は高松高裁判決である。

高松高裁判決については、原告準備書面86の23頁以下において、被告東京電力の引用がいかに関心的であり判決の述べる内容に反するものであるかを詳細に述べた。ところが、被告東京電力は、原告準備書面86の23頁以下をご覧になっていないかのごとくであり、原告の主張に対応することなく相変わらず一方的に関心的な引用を繰り返している。

千葉地裁事件東京高裁判決（甲A38号証）及び前橋地裁事件東京高裁判決（甲A37号証）についても、被告東京電力の引用は、高松高裁判決と同様に極めて関心的に一部を取り出したものであり、これらの判決の意味を誤導するものである。これらの判決は、被告東京電力の「新弁済の抗弁」を根拠付けるものではない。

以下では、まず、被告東京電力が引用した判決について、判決がなされた順にしたがって前橋地裁事件東京高裁判決、千葉地裁事件東京高裁判決、高松高裁判決の順に論じる。その後、その他の裁判例についても触れる。

2 前橋地裁事件東京高裁判決について

(1) 判決の内容

被告東京電力が、いかに関心的に引用しているのかを明らかにするために、少し長くなるが、該当する部分全体を引用する（甲A37号証；判決書284頁）。

本件訴訟において、一審原告らは、本件事故による精神的損害及びその弁護士費用に限って一審被告らに対し損害賠償請求をしていること、したがって、一審原告らは、精

精神的損害に限って主張立証をし、一審被告東京電力も精神的損害に対する弁済を主張立証してきたこと、平成25年9月11日に本件訴訟が提起され、平成29年3月17日に原審において判決が言い渡されたこと、当審の第1回口頭弁論期日は平成30年3月8日に開かれ、以後審理が進められ、令和元年9月17日に開かれた進行協議期日において、令和2年4月21日に実施予定の第10回口頭弁論期日において弁論を終結することが裁判所及び当事者双方の間で確認されたこと、令和2年2月4日に開かれた第9回口頭弁論期日において、第10回口頭弁論期日が同年4月21日午後1時30分と指定され、第9回口頭弁論期日と同日に開かれた進行協議期日において、当事者双方がそれぞれ最終準備書面を令和2年2月末日までに提出することが裁判所及び当事者双方の間で確認されたこと、一審被告東京電力は、同年3月6日頃、同日付の準備書面を提出し、同書面において、弁済の抗弁に関する主張を変更する旨を明らかにし、損害の項目を問わず既払総額を本件の損害賠償債務に充当すると主張したこと、同年4月21日とされていた第10回口頭弁論期日の指定は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、同年3月30日、同年7月9日午後1時30分に変更されたが、審理の予定等に特段の変更はなかったことは、いずれも当裁判所に顕著である。

一審原告らと一審被告東電との間で、一審被告東電が支払った賠償金をまず一審原告らの精神的損害に係る損害賠償請求権に充当する旨の合意があることを認めるに足りる証拠はないから、一審原告らが本件訴訟において請求する損害賠償請求権が、財産的損害等の精神的損害以外の損害に対する賠償として一審被告東電が支払った既払金により、弁済によって消滅したか否かを判断するためには、財産的損害等の精神的損害以外の損害についても一審原告らにおいて主張立証する必要がある。

一審原告らは、本件訴訟において精神的損害に対する賠償のみを求めており、一審被告東電も、一審被告東電が精神的損害に対する賠償として、一審原告らの支払った額を弁済の抗弁として主張立証していたから、一審原告らは、本件訴訟の審理において、本件事故により被った精神的損害以外の損害の有無及び額を主張立証していない。そのため、控訴審の口頭弁論終結の直前になって、一審原告らが本件事故により被った財産的損害を含む全ての損害の内容及び額の主張立証を始めることは、訴訟の完結を遅延させることは明らかである。

また、一審被告東電は、一審原告らに対し自ら賠償金の支払をしているのであるから、本件訴えが提起された当初から一審原告らに支払った賠償金の総額を一審原告らの損害賠償請求権に対する弁済として主張することは容易であった。それにもかかわらず、一審被告東電が控訴審の口頭弁論終結予定の直前になってこのような主張をするとは、故意又は重大な過失があるというほかない。

したがって、一審被告東電の上記弁済の抗弁は、時機に後れたものとして却下するのが相当である。

また、被告東京電力の弁済の抗弁に関する当事者の主張については判決書（甲A37号証）の140頁以下に整理されている。これを見れば明らかとおり、被告東京電力による「新弁済の抗弁」に対して、原告は和解の主張をしておらず、時機に後れた攻撃防御方法であるとの主張のみを行っている（147頁以下）。

(2) 判決の意味

まず、上記のとおり、原告は、既払い金が和解に基づく支払である旨の主張をしておらず時機に後れた攻撃防御方法との主張のみを行っている。これは、判決が詳細に認定しているとおり、審理の経過が影響している。被告東京電力は、それまでの審理経過や予定、あるいは審理に関する訴訟当事者間の合意に反して、結審予定であった2020〔令和2〕年4月21日の直前である同年3月6日頃になって、突如として「新弁済の抗弁」の主張を始めた。

それまでの原告及び被告東京電力の主張では、既払い金について和解に基づく支払である旨の主張や立証を必要とせず、それ故にその点に関する主張や立証は行っていなかった。このような中で「新弁済の抗弁」が主張されたことから、結審の日が既に決定されていることも踏まえたと思われるが、原告側は和解に関する主張立証を行わず、時機に後れた攻撃防御方法であるとの主張のみを行った。また、おそらく裁判所も計画どおりに結審するために、和解（あるいは充當の合意）の主張については新たな主張と立証を要することになるから（それ故に時機に後れた攻撃防御方法となるから）、これを必要としないと考えると理解すべきである。そのため、この判決では、既払い金を支払うにあたっての合意について

一審原告らと一審被告東電との間で、一審被告東電が支払った賠償金をまず一審原告らの精神的損害に係る損害賠償請求権に充当する旨の合意があることを認めるに足りる証拠はない

と述べることとなる。これは、従前の審理経過から原告側も被告側もこの点に関する主張や立証をしていなかったことに起因しており、「一審被告東電が支払った賠償金をまず一審原告らの精神的損害に係る損害賠償請求権に充当する旨の合意」について主張立証を尽くした上で合意がないと判断しているわけではない。

そして、このような「合意がない」という前提にたつことから、被告東京電力が引用した結論に至るのである。被告東京電力が引用した部分（下記のカギ括弧内）を、改めてその前の部分から引用すると

一審原告らと一審被告東電との間で、一審被告東電が支払った賠償金をまず一審原告らの精神的損害に係る損害賠償請求権に充当する旨の合意があることを認めるに足りる証拠はないから、

「一審原告らが本件訴訟において請求する損害賠償請求権が、財産的損害等の精神的損害以外の損害に対する賠償として一審被告東電が支払った既払金により、弁済によって消滅したか否かを判断するためには、財産的損害等の精神的損害以外の損害についても一審原告らにおいて主張立証する必要がある」

と述べている。裏を返せば、被告東電が支払った賠償金の充当先について合意がある場合には、「財産的損害等の精神的損害以外の損害についても一審原告らにおいて主張立証する必要」はないのである。

さらに、裁判所は、被告東京電力による「新弁済の抗弁」を時機に後れた攻撃防御方法であるとして却下する前提として、民事訴訟法157条1項が定める「訴訟の完結を遅延させる」ことを認める必要がある。被告東京電力が引用した上記の部分は、この「訴訟の完結を遅延させる」ことを認めて「新弁済の抗弁」を却下するために述べた部分である。ここでは、「訴訟の完結を遅延させる」か否かが問題なのであって、「新弁済の抗弁」が認められるか否かについて実質的な判断をするために述べたものではない。

このように、被告東京電力が「新弁済の抗弁」の根拠であるとして引用する部

分は、二重の意味において東京高等裁判所が述べようとした趣旨を誤導するものである。

3 千葉地裁事件東京高裁判決について

(1) 審理の経過と原告の主張

前橋地裁事件東京高裁判決とは異なり、この判決は、「新弁済の抗弁」に関する経過については触れていない。しかしながら、おそらくほぼ同様の経過を辿っていると思われる。

千葉地裁事件に関する控訴審では、2020〔令和2〕年2月28日に第7回口頭弁論が行われ、その際に同年6月5日午後2時からの弁論期日が指定され、同日を最終弁論期日とすることとされた。

そして、2020〔令和2〕年5月半ば頃、新型コロナウイルス感染症の蔓延により上記の最終弁論期日が取り消された。その後、同年7月初旬、最終弁論期日が同年8月21日午後2時からに指定された。

このような状況の中で、原告は、「新弁済の抗弁」について、前橋事件と同様に、和解に関する主張立証はなされていない（甲A38号証の2；判決書別紙9・507頁以下）。

このように、この判決もまた、和解について主張立証を尽くした上での判決ではないことに留意しなければならない。

(2) 判決の内容

上記のような審理経過を経て、千葉地裁に関する東京高裁は次のように述べている（甲A38号証の1；判決書211から212頁）。

本件においても、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。

しかしながら、本件訴訟の原審においては、一審原告らは、それぞれが被った損害を財産的損害と精神的損害に分類した上、更に個別の項目に細分し、あたかも損害の項目ごとに別個の損害賠償請求権が発生するような請求をしており、一審被告東電も、個別の損害項目ごとにそれに対応する賠償金を支払い、一審被告らは、あたかも個別の損害項目ごとに発生する損害賠償請求権に対する弁済のみを抗弁とするかのような主張

をしてきた。ところが、一審被告らは、当審において、一審被告東電による弁済の一部について、原審とは異なり、上記(1)の考え方に則った抗弁を主張している。

そこで、上記の原審における弁済の抗弁について当事者の主張に鑑み、本件訴訟においては、当審において、一審被告東電が特定して明示的に上記(1)の考え方に則った弁済の抗弁を主張している弁済については、この考え方に沿って弁済の抗弁の成否を判断することとする。それ以外の弁済については、上記の原審における主張に沿った弁済の充当によることについて当事者間で合意があったとみるのが相当であるから、個別の損害項目に対応する弁済は、当該項目に係る損害賠償債務に限った弁済として抗弁の成否を判断することとする。

なお、一審原告（引用者注：「一審被告」の誤りと思われる）東電は、一審原告らに対して既に賠償金が支払われたことにより過払いが生じている場合があり、その場合には過払分を賠償額から控除すべきであると主張するところ、一審原告らは、この主張が時機に後れたものであり却下すべきであると主張する。しかし、過払いが生じているのか否かについてはさほどの審理を要するものではなく、訴訟の完結を遅延させるものではないから、上記の一審被告東電の主張を却下することはしない。また、一審原告らは、上位の一審被告東電の主張について、実質的に支払済みの賠償金の払戻しを求めるに等しいから信義則等に反する旨主張するが、上記の一審被告東電の主張は、前記(1)の基本的考え方に沿ったものであり、これが信義則に反するとはいえず、上記の一審原告らの主張を採用することはできない。

(3) 判決の意味

上記のとおり、この判決もまた和解について主張立証を尽くした上での判断ではない。それ故に、過去になされた弁済の意味を明らかにすることができず、その結果、

一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。

と述べることになったのである。和解について判断がなされた場合には、これと異なる判断がなされる可能性があることは、この判決のその後の判示を見れば明らかである。繰り返しになるが改めて引用する。

本件訴訟の原審においては、一審原告らは、それぞれが被った損害を財産的損害と精神的損害に分類した上、更に個別の項目に細分し、あたかも損害の項目ごとに別個の損害賠償請求権が発生するような請求をしており、一審被告東電も、個別の損害項目ごとにそれに対応する賠償金を支払い、一審被告らは、あたかも個別の損害項目ごとに発生する損害賠償請求権に対する弁済のみを抗弁とするかのような主張をしてきた。ところが、一審被告らは、当審において、一審被告東電による弁済の一部について、原審とは異なり、上記(1)の考え方に則った抗弁を主張している。

そこで、上記の原審における弁済の抗弁について当事者の主張に鑑み、本件訴訟においては、当審において、一審被告東電が特定して明示的に上記(1)の考え方に則った弁済の抗弁を主張している弁済については、この考え方に沿って弁済の抗弁の成否を判断することとする。それ以外の弁済については、上記の原審における主張に沿った弁済の充当によることについて当事者間で合意があったとみるのが相当であるから、個別の損害項目に対応する弁済は、当該項目に係る損害賠償債務に限った弁済として抗弁の成否を判断することとする。

このように、この事件では、一審段階において、原告が損害の項目ごとに請求を積みあげ、被告東京電力も個別の損害項目ごとに対応する賠償金を支払った旨主張して個別の損害項目に対する弁済であることを前提に抗弁してきた。このような経過を受けて、この判決は、弁済の対象について当事者の合意があるとみるのが相当であるとして、損害項目ごとに弁済がなされたと取り扱うべきであるとしているのである。

これは、要するに、弁済の対象について当事者の合意がある場合には、それに基づいて弁済の対象を決し、弁済の対象として合意されたもの以外の損害項目に対する弁済としては取り扱わないことを明らかにしているのである。

このように、ここで被告東京電力が引用する部分も、弁済の対象について合意がない場合を前提としているのであり、参照される部分ではない。

4 高松高裁判決について

高松高裁判決については原告準備書面 86 の 23 頁以下で詳細に述べたとおりである。被告東京電力は、原告の主張について全く応答することなく、同じ主張

を繰り返すだけである。高松高裁は、直接請求手続やADRにおける和解契約に関して

第1審原告らと第1審被告東電との間で、・・・賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示ないし黙示的に成立していると評価できるから、第1審被告東電による財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とすることは許されない。

としている（甲A40号証593から594頁）。

高松高裁判決は、本件において原告が主張するような和解契約が成立していること、それ故に、賠償額の総額をもって弁済の抗弁とすることは許されないと明確に述べているのであり、被告東京電力の主張が失当であることは明らかである。

5 さいたま地裁判決令和4年4月20日判決

さいたま地裁令和4年4月20日判決（甲A41号証）については、原告準備書面86の22頁において詳細に述べたとおりであるから、ここでは繰り返さない。この判決が、直接請求やADR手続における和解の成立を認め、和解において合意された損害項目以外の支払に充てられないことがないとして被告東京電力の「新弁済の抗弁」を排斥している（甲A41号証149から150頁）。

6 新潟地裁令和3年6月20日判決

また、新潟地裁令和3年6月20日判決（甲D共337号証）についても原告準備書面84の12頁以下で詳細に述べたとおり、被告東京電力の「新弁済の抗弁」を排斥している（甲A39号証587頁以下）。

7 福島地裁郡山支部令和3年7月30日判決（津島事件）

さらに、福島地方裁判所郡山支部令和3年7月30日判決は、ADR、直接請求のいずれについても、以下のとおり和解契約の成立を認め、被告東京電力の「新弁済の抗弁」を排斥している。同判決は、まず、ADRにおける和解契約書の文言を引用しながら、

まずADRでの和解を経て支払われた賠償金について検討すると、そこで支払われた賠償金は、和解により成立した損害賠償債務を支払ったものと認められるから過払いが生じているとは認められない。

かかる文言を合理的に解釈すれば、原告と被告東電との間において・・・和解が成立したことは明らかであり・・・このように被告東電は、ADRで和解をした原告各人との間において、当該和解で定められた各損害項目について、記載された金額の損害が原告に発生したことを認めた上で、和解で成立が認められた損害賠償債務を支払ったものと認められるから、ADRの手続を経て被告東電が支払った賠償金は、すべて同和解で定められた損害賠償債務に充当されており、過払が生じていると認める余地はない。

と述べている（甲A42号証201から202頁）。また、直接請求手続についても

これと同様に、被告東電が直接賠償により支払った金額についても過払が生じているとは考えられない。すなわち、前記・・・記載のとおり、被告東電は自ら賠償基準や確認を要する資料についての基準を定めた上で、その基準に沿った請求を原告らに促し、請求を受けた際にはその基準に沿って審査した上で、賠償金額を決めている。そして、損害費目やその金額が記載された支払明細書や合意書案を作成、送付し、原告らがこれに署名して返送したことを確認した上で、これを支払っている。かかる手続等を踏まえれば、被告東電は、上記ADRと同様に、直接請求をした原告各人との間において、当該支払明細書や合意書案で定められた各損害項目について、記載された金額の損害が各原告に発生したことを認め、その金額の損害賠償債務が被告東電にあることを認める旨の和解をした上で、そこで定められた損害賠償債務を支払ったものと認められる。そうすると、直接賠償手続を経て被告東電が支払った賠償金は、すべて同和解で定められた損害賠償債務に充当されたと認められ、過払が生じていると認める余地はない。

とした（甲A42号証202頁）。そして、被告東京電力の「互譲の要素がない」等の主張については

直接賠償手続においてもADRの手続においても、原告らと被告東電は、その合意書や和解契約書で定められた各費目の賠償額について、互いに譲り合った結果、その金額の合意に至ったものと認められる。そして、その合意により、合意書や和解契約書で定められた各費目について、少なくとも、そこで定められた損害額の損害が発生したということは、これ以上争わないことが含意されているものと認められるから、争いをやめるという要素も含まれていると認められる。

として（甲A42号証203頁）、理由がないとして排斥している。

8 福島地方裁判所郡山支部令和4年6月2日判決（都路事件判決）

この判決も、被告東京電力の「新弁済の抗弁」について、以下のような理由などを述べて排斥している（甲A43号証354頁以下）。

ア 被告東電は、精神的損害の賠償として支払われた包括慰謝料のみならず、財産的損害に対して支払われた賠償金や、同一世帯の他の者に対して支払われた賠償金についても、慰謝料支払債務に充当されるべきである旨主張する。

イ しかしながら、まず、ADRを経て支払われた賠償金について検討すると、そこで支払われた賠償金は、和解により成立した損害賠償債務に充当されており、過払分が存在しないから、これを本件の慰謝料に充当する余地はないといわざるを得ない。

（中略）

このように、被告東電は、ADRで和解をした原告（あるいは本件訴訟提起時の当初原告）との間において、当該和解で定められた各損害項目について、記載された金額の損害が当該原告に発生したことを認めた上で、和解で成立が認められた損害賠償債務を履行したと認められるから、ADRの手続を経て被告東電が支払った賠償金は、全て、和解で定められた損害賠償債務に充当されていると認められる。

ウ ……前記認定事実（損害）……記載のとおり、被告東電は、自ら賠償基準や確認を要する資料についての基準を定めた上で、その基準に沿った請求を原告らに促し、請求を受けた際には、その基準に沿って審査した上で、賠償金額を決めている。そして、損害費目やその金額が記載された支払明細書や合意書案を作成、送付し、原告らがこれに署名して返送したことを確認した上で、賠償金を支払っている。

このような手続等に照らすと、被告東電は、前記ADRと同様に、直接請求をした各原告との間において、当該支払明細書や合意書案で定められた各損害項目について、記載された金額の損害が各原告に発生したことを認め、その金額の損害賠償債務が被告東電にあることを認める旨の和解をした上で、そこで定められた損害賠償債務を履行したと認められる。

そうすると、直接請求手続を経て被告東電が支払った賠償金は、全て和解で定められた損害賠償債務に充当されていると認められ、過払が生じていると認める余地はな

い。

このように、この判決も、直接請求、ADR 手続における和解のいずれについても和解の成立を認め、被告東京電力の支払は和解によって定められた損害賠償義務に対する支払であるとしている。

9 仙台高裁令和4年11月25日判決（南相馬事件）

この判決も、次のとおり述べて、被告東京電力が支払った既払い金について、他の損害項目への弁済を認めなかった（甲A44号証20頁以下）。

被告は、別表9の表のとおり、A「精神的損害（避難生活）」として、避難指示解除準備区域に居住していた原告に対し各850万円、緊急時避難準備区域に居住していた原告に対して各180万円を支払っているほか、原告の個別事情に基づいて、B「避難所等生活によるAの増加分」、C「精神的損害（要介護）」、D「ペットの死亡一時金」、E「精神的損害（学童）」、F「自主的避難等に係る損害」、G「生命・身体的損害（入通院慰謝料）」、H「ADR 手続等における個別事情を踏まえた精神的損害の増額分」を支払っている。

このうち、A「精神的損害（避難生活）」として支払われた賠償金は、請求にかかる避難慰謝料の支払に他ならないから、この部分の弁済は、前記認定の慰謝料額から控除すべきであるが、その他のB～Hの支払は、上記認定の慰謝料の損害を超える損害が各原告の個別事情により生じ、被告がその損害の発生を自認した上で賠償をしたものと認められるから、前記認定の慰謝料の損害の弁済には充当されない。

別表5の表のうち、財産的損害、住居確保費用、弁護士費用の損害は、本件訴訟の請求とは別の損害に対する賠償義務を被告が認めた上で、その義務の履行として支払ったものであり、前記慰謝料の損害の弁済には充当されない。

原告の家族に対する損害の賠償についても同様である。

このように、この判決は、慰謝料のうちでも発生原因の異なる慰謝料として支払われたものについては充当されないとし、また、財産的損害等に関する損害賠償義務を認めた上でその義務の履行として支払ったものについても、他の損害の支払には充当されないとしている。

10 裁判例についてのまとめ

以上のとおりであり、被告東京電力が主張する「新弁済の抗弁」について認めたかのように見える裁判例は千葉地裁事件東京高裁判決の一部分だけである。これは既に述べたとおり、結審直前になって被告東京電力が突然「新弁済の抗弁」を主張し始めたことから、十分な主張や立証が尽くされないままになされた判決であって、現時点で参照されるものではない。

その後、「新弁済の抗弁」について時機に後れた攻撃防御方法であるとして却下した判決以外、全ての判決は、最高裁において是認された高松高裁判決も含めて、ADRにおける和解と直接請求によるもののいずれについても和解の成立を認めるなどして、既払金については和解によって対象と定められた損害以外の支払に充てられることはない、過払い金はないなどと認定している。そして、原告に生じた全損害の主張や立証を不要であるとして、いずれも原告が行った一部請求の範囲に限定して審理し判断をしている。

さらに、高松高裁事件について最高裁判所がその判断を是認していることから次のことが分かる。まず、本件において、和解が成立していると考えることについては法理論上の問題がない、つまり和解の要素を欠くから和解契約ではないという被告東京電力の主張や和解の相対効から法律関係が複雑化するから和解の成立は認められないなどという主張には理由がないということである。そして、原告に生じた全損害について審理判断をすることは要せず、原告が行った一部請求の範囲について審理し判断すればよいということである。

このような判断は既に確定しているのであって、被告東京電力の「新弁済の抗弁」が認められないことはもはや明らかになっており、議論の余地はない。

第3 和解が成立していることについて

被告東京電力は、縷々述べて和解契約が成立しないことを主張しようとするが、その主張に理由がないことは、上記のとおりである。そして多数の裁判例が認定するとおり、本件において、被告東京電力から被害者に対する支払は、直接請求手続によるものであれ、ADRにおける和解契約に基づくものであれ、和解契約

に基づき、和解契約において合意された損害に限定して支払われたものであり、それ以外の損害の賠償に宛てられることがないことも、多数の裁判例が認定するとおりである。

この点に関する被告東京電力の主張には全く理由がない。

第4 訴訟物の個数や外側説に関する議論について

1 はじめに

今まで繰り返し述べてきたとおり、訴訟物の個数に関する議論や、一部請求の際の、いわゆる外側説は、本件で結論を導くためにあたってなんの関係もない。したがって、ここでは特に議論をする必要はないのであるが、被告東京電力が原告の主張を誤解して反論しているところもあるので、念のために指摘しておく

2 物損と人損の請求権が異なることについて

被告東京電力は、原告が「昭和48年判決から物的損害と人身損害の訴訟物が2つであることに異論がないなどと主張する（原告ら準備書面86・17頁）。」と述べるが、二つの意味で誤解である。

まず、原告は、訴訟物が「2つである。」と述べてはいない。そこに記載したとおり、人身損害に関する訴訟物と物的損害に関する訴訟物は（実体上の請求権が別個であるが故に）別個のものであると述べたのであって、「2つ」であるかどうかは、事案による。

次に、原告は、昭和48年判決が、物的損害と人身損害の（実体上の請求権が異なるが故に）訴訟物が異なる旨述べたと主張しているのではない。準備書面86の17頁でも述べているとおり、また、その前提となった準備書面77の26頁では具体的に引用しているとおり、昭和48年判決の判例解説に基づいて主張しているのである。

この点に関する被告東京電力の主張は、原告の主張を全く誤解した上でなしたものであり失当である。

3 同一不法行為であっても被侵害利益が異なれば請求権が異なること（被告東京電力は原告の主張を誤導するものであること）

(1) はじめに

被告東京電力が認めるとおり、最高裁判所は、同一の不法行為であっても被侵害権利が異なる場合には訴訟物が異なる（実体上の請求権が異なる）としている。したがって、同一不法行為であれば、実体法上、全体が1つの損害賠償請求権であり、1つの訴訟物であることを前提とする被告東京電力の主張が失当であることは明らかである。

保護法益によって実体法上の請求権が別となることを肯定するのであれば、本件における原告の訴訟上の請求は、実体法上複数の請求権を併せたものであること、つまり訴訟物が複数であることを肯定することになる。

被告東京電力は「実益がない」などと述べるが、実益の問題ではなく論理の問題である。つまり、被告東京電力は、1つの不法行為に基づく損害賠償請求権は、全体が常に実体法上1つの請求権であるとして、それを前提として論理を組み立てているが、このような主張は論理として誤りであると原告は述べているのである。被告東京電力は、「1つの訴訟物」であるから全損害について審理し認定した上で全損害額から既払い額を控除すべきと主張するが、その論理の前提を欠いており、論としてなりたたないものである。

(2) 被告東京電力による原告主張の要約は誤導であること

被告東京電力は、原告の請求について「本件においては、本件事故によって、原告らの平穏生活利益の侵害が生じたことが出発点となって、かかる利益侵害により生じる各種の財産上及び精神上的の損害の賠償請求の請求権の個数が問題となっている」と原告の主張を要約しようとするが（12頁）、明らかに誤りである。原告はそのような主張をしたことは一度たりともない。被告東京電力は、原告の請求について請求権が1つであると述べたいがために上記のように要約するのであろうが、極めて明白な誤導である。

まず、原告が述べる平穏生活権侵害の議論は、精神的損害についての議論、検討であって、実際に生じている物的損害が平穏生活権侵害によって生じたなどと

主張は全くしていない。

そして、家屋の清掃や補修費用は家屋という財産権・利益を保護法益とする。また、不動産や動産類が被ばくしたことによってその社会的効能を失った損害も動産に関する所有権・利益を保護法益とする。これらの場合、所有権の対象ごとに保護法益は異なる。また、放射能被ばくによって健康リスクが上昇したことは生命・身体が保護法益である。放射能被ばくによる健康リスクの上昇等を避けるために避難を余儀なくされた結果侵害されたのが、自己決定権や平穏生活権、居住移転の自由、職業選択の自由、財産権等である。

第5次追補も「確定判決のうち複数の判決は、本件事故により避難した者に対し、『避難を余儀なくされたこと』による精神的損害等として、避難生活に伴う精神的損害とは区別し、本件事故発生当初の精神的損害の賠償を認めている。」と整理している。更に、避難費用、日常生活阻害慰謝料、生活基盤喪失・変容による精神的損害と分類しているのであって、平穏生活利益の侵害が生じたことが出発点となるなどという整理はしていない。なお、当然ながら、第5次追補は避難費用を精神的損害ではなく別物であると明記している。

このように、被告東京電力は、原告の主張を誤導し、一般的な理解ともかけ離れた独自の主張を前提において議論をしているのであって誤りであることが明らかである。

4 一部請求の訴訟物と審理の対象について

(1) はじめに

この点について被告東京電力は13頁以下で「2 質的一部請求」という表題を付けて主張しているが、この部分も原告の主張を正解しているとは言いがたい。

原告は、被告東京電力が、従前、一部請求の外側も同一の訴訟物であるから、一部請求の外側も含めて全損害を確定した上で全損害から既払額全額を控除して認容額を決すべきであると主張していたもの、と理解していた。ここでは、「同一の訴訟物」であることが主張の根拠であるかの如くであった。それ故に、原告はこの点について一部請求の内側と外側とは別の訴訟物であると反論をしていたのである。

ところが、被告東京電力共通準備書面 36 の主張によって、被告東京電力も、原告が行っている一部請求の外側が訴訟物と考えている訳ではない、つまり、一部請求の内側と外側とでは訴訟物は別と考えていることが明らかとなった。そして、訴訟物の外側について審理を行う必要がないことが同種事件に関する複数の裁判例や最高裁判決により明らかとなっていることも既に述べたとおりである。

したがって、もはやこの点について議論をする必要はないのであるが、念のために何点か触れておく。

(2) 原告の請求が一部請求であること

原告が、訴状において一部請求であることを明示していることは明らかであるから、本件の請求は一部請求である。被告東京電力は「恣意的な切り分けによる請求は認められない。」などと述べるが（13頁）、一部請求が肯定される以上、切り分けが許されることは、当然の前提となっている。切り分けが恣意的であって後訴が許されないとされる場合には後訴が信義則によって遮断されるだけであって、切り分けた前訴が許されないなどという議論は寡聞して知らない。この点については、原告準備書面 86 において詳細に述べたとおりである。

そして、原告の行う一部請求は、損害費目や損害発生時期という損害の質に着目して区分した一部請求であり、あるいは、損害費目や損害発生時期という損害の質に着目してなされた和解の対象となった部分について請求の外側とする請求であるから、質的一部請求である。

なお、原告は、訴状の時点では損害額の個別積上げをすることができなかった。これは、本件事故が我が国の歴史上前例を見ない未曾有の原子力発電所事故であって、各原告が被った損害の全容が全く明らかにならない中で、訴えを提起せざるを得なかったからである。実際、原賠審の指針、被告東京電力の賠償基準も、被害が明らかとなっていくなかで追加、改訂されていったのである。このような状況のなかで、原告に、訴え提起の時点で全損害について積算し、その後になされる和解により支払を受ける範囲を特定することは不可能を強いるものである。

(3) 最高裁判所平成10年6月12日判決について

ア 事案

この最高裁判決の事案は、一つの報酬債権についての一部を請求したところ敗訴したので残部について訴えを提起したものの信義則によって後訴が遮断された事案である。そのため、「このような請求の当否を判断するためには、おのずから債権の全部について審理判断することが必要になる。すなわち、裁判所は、当該債権の全部について当事者の主張する発生、消滅の原因事実の存否を判断し、債権の一部の消滅が認められるときは債権の総額からこれを控除して口頭弁論終結時における債権の現存額を確定し（最高裁平成二年（オ）第一一四六号同六年十一月二二日第三小法廷判決・民集四八卷七号一三五五頁参照）、現存額が一部請求の額以上であるときは右請求を認容し、現存額が請求額に満たないときは現存額の限度でこれを認容し、債権が全く現存しないときは右請求を棄却するのであって、当事者双方の主張立証の範囲、程度も、通常は債権の全部が請求されている場合と変わるところはない。」ということとなる。それ故に信義則によって後訴が遮断されたのである。

この事案のようにある債権全体について審理の対象となるか否かは、それぞれの事案によって異にするから全く一般化されるものではない。

イ 個別に積算される損害賠償請求では別個独立に審理算定が可能であること

例えば、交通事故に基づく損害賠償請求を考えれば明らかである。交通事故による損害賠償として休業損害のみを訴訟上請求する場合に、訴訟の対象となっていない（つまり訴訟物の外側である）治療費が損害として認められるのか否かについては審理の対象とせずとも休業損害について審理し算定することが可能である。

実際に、最高裁判所平成20年7月10日判決は、同一の不法行為に基づく損害費目を異にする後訴を認めている。この判決の事案は概略次のとおりである。違法な仮差押え命令申立によって県による樹木の買収が遅れたという事案において、前訴においては応訴に要した弁護士費用のみを請求し一部認容（一部敗訴）判決となった。その後、違法な仮差押えという同一の不法行為に基づ

いて買収金の支払が遅れたことによる損害金を請求する後訴を提起した。このような事案において、最高裁は、同一の損害賠償請求権の一部を構成するものであるとした上で、前訴は一部請求であり、前訴において請求の対象とならず審理もされていなかった買収遅延による損害金の請求について認容している。

このように、同一の不法行為に基づく損害賠償請求の場合、個別に積算される損害算定においては、損害費目毎に、それぞれ独立した損害事実を前提とした審理・算定・判決が可能なのである。

ウ 本件は個別積算による損害算定であること

本件では、原告の請求方式を見れば明らかなおりとおり、個別に積算している。したがって、個別の損害費目毎に、それぞれ独立した損害事実を前提とした審理・算定・判決が可能である。和解によって既に支払を受けた部分について審理を行わずとも、請求の対象（訴訟物の範囲）についてのみ審理を行うことにより、算定することが可能である。

被告東京電力が主張するような全損害について審理する必要はなく、被告東京電力の主張は失当である。

5 被告東京電力による既払いは和解に基づくものであること

この点については、繰り返し述べるとおりである。既に、和解契約と考えることに法理論上問題ないことは最高裁判所において確認されている。そして、多数の同種裁判例において、直接請求手続も、ADRにおける和解仲介申立に基づく和解も、いずれもが和解契約であると認定されている。この点については、もはや反論を要しないのであるが、被告東京電力は和解の相対効について誤解しているようなので、簡単に触れる。

被告東京電力は

和解契約と同契約に基づく支払いは、法的には全く別の法律行為である。民法上の和解契約とすれば、相対効のため被告国にはその効力は及ばず、被告国はその損害額を争うことが当然可能であって、裁判所の認定する損害額も和解契約の損害額とは異なる。被告国としては「和解契約」に基づく損害項目に拘束されない以上、被告東京電力の賠償を全損害に充当されると主張できる。

とするが（１９頁）、これは間違いである。被告東京電力は、和解契約と弁済とが全く別の（弁済が法律行為であるか否かについては争いがあるが）行為であると主張しながら、和解と弁済による債務の消滅とが区別できていない。

被告東京電力は、国が被告東京電力と原告との間で合意した損害額を争うことができる」と述べるが、そもそも、被告東京電力から原告に対する一部支払による債務消滅の範囲については和解の相対効の問題ではない。被告東京電力の主張する内容は、明らかに被告東京電力の弁済によって消滅する債務の範囲の問題なのであって、弁済の効力の問題である。そして、弁済の効力については、原告準備書面８６の３１頁以下に述べたとおりである。原告と被告東京電力との間で債務が消滅した範囲が、被告国との関係でも消滅するのが弁済の絶対効であるから、当事者毎に債務が消滅した範囲が異なることにはならない。

この点に関する被告東京電力の主張は誤解に基づく主張であって失当である。

以上